

環自総発第 1706273 号
平成 29 年 6 月 27 日

都道府県
各 指定都市 動物愛護主管部局長 殿
中核市

環境省自然環境局総務課長
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律の施行状況調査について (依頼)

日頃より動物愛護管理行政の推進につきまして、格別の御尽力をいただき、御礼申し上げます。

「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)の最終改正の施行から 3 年以上が経過したところです。

今般、別添 1～4 のとおり、法附則第 15 条に基づき、施行状況について把握するための調査を実施することとしました。

調査結果については、取りまとめの上、各地方自治体あて送付するとともに、審議会等で活用し施策を検討するための資料とさせていただきますので、調査へのご協力について特段のご配慮をよろしくお願いします。なお、調査結果については公表することを前提としています。

調査票提出〆切

別添 1 及び 2	平成 29 年 7 月 21 日 (金)	17:00	まで
別添 3 及び 4	平成 29 年 8 月 25 日 (金)	17:00	まで

調査目次

別添1（動物愛護管理行政に関する諸課題の状況調査）

- 1 第一種動物取扱業の登録基準及び遵守基準
- 2 移動販売・展示に関する課題
- 3 周辺的生活環境が損なわれている事態等
- 4 犬及び猫の引取り
- 5 優良な第一種動物取扱業者を伸ばす工夫・取り組み（表彰制度等）

別添2（動物取扱業者への監視指導等実態調査）

- 1 第一種動物取扱業者に対する監視（立入検査等）、指導
- 2 第二種動物取扱業者に対する監視（立入検査等）、指導
- 3 第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者からの報告徴収・立入検査の拒否
- 4 獣医師による通報

別添3（第一種動物取扱業に関する実態調査）

- 1 調査を実施した動物取扱業者
- 2 調査対象とした全ての動物取扱業者の取引状況
- 3 犬・猫の販売を行っている動物取扱業者
- 4 指導内容、改善状況等

別添4（その他）

- 1 第一種動物取扱業者について処罰された事例
- 2 第二種動物取扱業者について処罰された事例
- 3 動物取扱責任者の資格要件
- 4 広域的又は緊急の調整が必要、国による対応が必要であったと考える事例
- 5 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限についての課題
- 6 幼齢の犬又は猫について、自主的に56日齢以上で販売している事例
- 7 マイクロチップの装着を義務づけることについての課題

法附則第15条に基づく施行状況について
(動物愛護管理行政に関する諸課題の状況調査、平成28年度実績)

自治体名

1 第一種動物取扱業の登録の基準(規則第3条)及び遵守基準(規則第8条)について

「飼養施設の大きさ」「飼育数」「繁殖制限」等第一種動物取扱業の登録の基準及び遵守基

(1) 準について法の上乗せ又は^{*}横出しの条例又は要綱等を作成していますか。

※横出し: 上記規則の基準で定める項目以外で基準を定めている場合

○を記入

①作成している	
②作成していない	

(2) (1)①の場合、具体的な内容について簡潔に記載してください。また、その条例又は要綱等について別途お送りください。

例) 犬のケージについては1頭あたり〇〇の広さ以上を有する必要がある、など

(3) 第一種動物取扱業の登録の基準(規則第3条)及び遵守基準(規則第8条)について、運用にあたり明確化又は簡素化が必要と考える項目と理由があれば記載してください。また、明確化又は簡素化することによる懸念があれば併せて記載してください。(自由記載)

(明確化)
(簡素化)

2 貴自治体が把握している動物の移動販売・展示に関する課題について

(1) 動物の移動販売・展示について条例又は要綱等による規制等、何らかの措置を講じていますか。

○を記入

①講じている	
②講じていない	

(2) (1)①の場合、具体的な内容について簡潔に記載してください。また、その条例又は要綱等について別途お送り下さい。

(3) 移動販売及び展示業者を把握している場合には、事業者数を記載してください。

数字を記入

①販売を行う事業者	
②展示を行う事業者	

(4) 移動販売及び展示業者について課題とお考えのことがあれば記載してください。(自由記載)

3 周辺の生活環境が損なわれている事態等について(法第25条、規則第12条関係等)

数字を記入

- (1) 動物の飼養により周辺の生活環境が損なわれている事態について、複数の住民から寄せられた苦情件数について記載してください。(対象は、犬・猫を2頭以上飼養しているものとします)。

--

- (2) (1)の苦情の原因について件数を記載してください。

数字を記入

①騒音の発生	
②悪臭の発生	
③敷地外への動物の毛又は羽毛の飛散	
④多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生	
⑤その他(具体的に記載してください)	

- (3) (2)の苦情のうち、苦情の元となった飼養施設での犬・猫の合計の飼養頭数について、件数を記載してください。

数字を記入

①9頭以下	
②10～49頭	
③50頭以上	

- (4) (1)の苦情について、原因者の内訳を記載してください。

数字を記入

①ペットショップ	
②ブリーダー	
③動物愛護団体のシェルター	
④一般の飼い主等	
⑤その他(具体的に記載してください)	

- (5) (4)④について、一般の飼い主等が多頭飼育等によって苦情を受けるような飼育状態に至った要因として考えられるものを記載してください。

数字を記入

①飼い主等の病気によるもの(病気により適正な飼養ができなくなった、等)	
②飼い主等の高齢化によるもの(高齢化により適正な飼養ができなくなった、等)	
③飼い主等の経済的な理由によるもの(不妊去勢するお金がなかった、等)	
④飼い主等の知識の欠如によるもの(不妊去勢の必要性・正しいしつけを知らなかった等)	
⑤その他(具体的に記載してください)	

- (6) (5)①～③又は⑤に対応するため社会福祉部局等と連携した取り組みの事例がありましたら記載してください。

--

- (7) 貴自治体で多頭飼育について登録又は届け出等の条例又は要綱等を設けていますか？

○を記入

①設けている	
②設けていない	

(8) (7)①の場合、平成28年度の犬・猫等別に登録又は届出数を記載してください。 数字を記入

①犬	
②猫	
③その他(具体的に記載してください)	

(9) 周辺の生活環境が損なわれている事態を除去するために必要な措置をとるよう指導した件数について、犬・猫等別に記載してください。(法第25条第3項の命令、勧告は事務提要で別途調査済みなので除く) 数字を記入

①犬	
②猫	
③その他(具体的に記載してください)	

(10) (9)で指導した理由について記載してください。 数字を記入

①騒音の発生	
②悪臭の発生	
③敷地外への動物の毛又は羽毛の飛散	
④多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生	
⑤その他(具体的に記載してください)	

(11) 動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、指導した件数について犬・猫等別に記載してください。(法第25条第3項の命令、勧告は事務提要で別途調査済みなので除く) 数字を記入

①犬	
②猫	
③その他(具体的に記載してください)	

(12) (11)で指導した場合、その具体的内容を記載してください。

--

(13) 法第25条第1項、第2項及び第3項の運用に関し、課題とお考えのことがあれば記載してください。(自由記載)

--

4 犬及び猫の引取りについて(法第35条関係)

(1) 所有者又は占有者の判明しない犬又は猫の引取りを拒否することがありますか。

○を記入

①犬	
②猫	

(2) (1)で引取りを拒否している場合

1) 犬・猫別に件数を記載してください。

数字を記入

①犬	成犬
	幼犬
②猫	成猫
	幼猫

2) 拒否の理由別に件数を記載してください。

数字を記入

①「捕獲檻で捕獲された猫への対応について」(平成27年6月17日、事務連絡)があるから	
②附帯決議で駆除目的に捕獲された猫の引取りは原則認めないとなっているから	
③殺処分ゼロ目標等の達成のため	
④条例に規定があるから	
⑤その他(具体的に記載してください)	

3) 拒否にあたっての要件を定めている場合、具体的に記載してください。

--

4) 拒否した場合の代替措置がありましたら記載してください。

(例) 不妊去勢を行う、愛護団体を紹介する

(3) 拒否したことにより、あるいは拒否していないことにより課題が生じている場合は、具体的に記載してください。(自由記載)

--

(4) 引取った犬又は猫を譲渡する際に、貴自治体において行っている取り組みについて記載してください。

1) 不妊去勢について

○を記入

①自治体で不妊去勢をした後、譲渡している	
②譲渡先の所有者又は占有者に不妊去勢を義務づけている	
③不妊去勢の取り組みをしていない	

2) マイクロチップについて

○を記入

①自治体でマイクロチップを装着した後、譲渡している	
②譲渡先の所有者又は占有者にマイクロチップ装着を義務づけている	
③マイクロチップ装着の取り組みをしていない	

3) その他の取り組みがありましたら記載してください。

--

(5) 前回の改正で譲渡の努力が規定されましたが、それを受けて行った取り組みについて記載してください。

○を記入

①譲渡会の開催	
②譲渡施設の整備	
③広域譲渡	
④ボランティアとの協働	
⑤獣医師会との連携	
⑥その他(具体的に記載してください)	

(6) 譲渡の努力を実行しているなかで課題があれば、具体的に記載してください。

--

(7) 貴自治体で独自に「殺処分ゼロ」を施策の目標にしていますか。

○を記入

①目標にしている	
②目標にしていない	

(8) (7)①の場合、その理由や施策での位置づけ、内容について具体的に記載してください。

--

(9) (7)①の場合、「殺処分ゼロ」の対象範囲について記載してください。

○を記入

①引取ったもの全て	
②引取ったもののうち、譲渡適性のあるもの	
③その他(具体的に記載してください)	

(10) (7)①の場合、「殺処分ゼロ」の課題とお考えのことがありましたら記載してください。

--

5 優良な第一種動物取扱業者を伸ばす工夫・取り組み(表彰制度等)を行われていましたら記載してください。

--

法附則第15条に基づく施行状況について
 (動物取扱業者への監視指導等実態調査、平成28年度実績)

自治体名: _____

- 1 第一種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)、指導について
 (1) 第一種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)の実施頻度等について回答ください。 ○を記入(複数可)

①定期的に実施している(以下に実施頻度を記述ください) 例)1事業者あたり年に1回以上実施 など	
②監視(立入検査等)の実実施計画等を作成し、それに基づき計画的に実施している	
③新規登録時に実施している	
④更新時に実施している	
⑤苦情等があった際に実施している	
⑥その他 (以下にその内容を記述ください)	

- (2) (1)の監視(立入検査等)の実実施頻度等について、具体的に記載している計画等について回答ください。 ○を記入(複数可)

①動物愛護管理推進計画	
②監視(立入検査等)の実実施計画等	
③その他の計画等(以下に、具体的な計画等の名称を記述ください)	
④具体的に記載している計画等はない (推進計画への記載、実施計画等の作成を予定している場合は以下に予定を記述ください) 例)平成〇年〇月頃に〇〇計画を作成予定。	

- (3) ※(2)で①②③に○を記入した自治体のみ回答
監視(立入検査等)の計画等の内容(概要)を記述ください。

	※差し支え無ければ 監視(立入検査等)の 計画等をメールにて送 付ください。
--	---

- (4) ※(2)で①②③に○を記入した自治体のみ回答
監視(立入検査等)の実実施計画の平成28年度の達成状況について、回答ください。 ○を記入(複数可)

①達成、概ね達成した	
②達成できなかった(以下に達成できなかった理由を記述ください)	
③その他 (以下にその内容を記述ください)	

- (5) 第一種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)の際のチェックマニュアル、チェックリスト等について回答ください。

○を記入(複数可)

①チェックマニュアル、リスト等を作成している	
②チェックマニュアル、リスト等を作成していない (チェックマニュアル、リスト等の作成を予定している場合は以下に予定を記述ください) 例)平成○年○月頃に○○マニュアルを作成予定。	
③その他 (以下に、その内容を記述ください)	

- (6) ※(5)で①に○を記入した自治体のみ回答
監視(立入検査等)のチェックマニュアル、リスト等の内容(概要)を記述ください。

--

※差し支え無ければ、監視(立入検査等)のチェックマニュアル、リスト等をメールにて送付ください。

- (7) 第一種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査を実施した施設数について回答ください。

数字を記入(動物愛護管理行政事務提要と同様の数を記入)

①立入検査を実施した第一種動物取扱業者の施設数	
②立入検査を実施した第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者の施設数	

- (8) 第一種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査を実施した際、指導を行った施設数について回答ください。

数字を記入

①指導を行った第一種動物取扱業者の施設数	
②指導を行った第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者の施設数	

- (9) (8)①で指導を行った施設の改善状況について回答ください。

数字を記入

①改善された施設数	
②一部改善された施設数	
③改善されなかった施設数	
④未確認の施設数	
④その他 (以下に、その内容を記述ください)	

- (10) 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者における犬猫等健康安全計画の遵守状況について回答ください。

数字を記入

①遵守されていた施設数	
②遵守されていなかった施設数	
③平成24年の法改正以降、犬猫等健康安全計画が提出されていない施設数	

- (11) (10)②の施設のうち、指導を行った施設の改善状況について回答ください。

数字を記入

①改善された施設数	
②一部改善された施設数	
③改善されなかった施設数	
④未確認の施設数	
④その他（以下に、その内容を記述ください）	

- (12) 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者における犬猫等の個体の帳簿の記載と保存、報告状況について回答ください。

数字を記入

①報告が必要な内容について全てが記載され保存されていた施設数	
②帳簿の記載内容に不備があった施設数	
③犬猫等の個体の帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、または帳簿を保存しなかった者	
④上記③の内、法第49条第2項により二十万円以下の過料に処された者の数	
⑤法第22条の6第2項の届け出をしていない者の数	

- (13) (12)②の施設のうち、指導を行った施設の改善状況について回答ください。

数字を記入

①改善された施設数	
②一部改善された施設数	
③改善されなかった施設数	
④未確認の施設数	
④その他（以下に、その内容を記述ください）	

- (14) 犬猫等販売業者定期報告届出書(法第22条の6第2項)の提出状況について回答ください

数字を記入

犬猫等販売業者定期報告を届出する必要があった犬猫等販売業者数(平成29年3月31日時点)	
犬猫等販売業者定期報告の届出受理数	

- (15) 犬猫等販売業者定期報告届出書の未提出者の対応について回答ください。 該当箇所には○を記入(複数可)

① 勧告、命令等を実施した	
② 指導(督促等)を実施した	
③ その他(以下に、その他の対応を記述ください)	

- (16) 第一種動物取扱業者の監視(立入検査等)等における犬猫等販売業者定期報告届出書の活用について記述ください。

例)

- ・犬猫等販売業者定期報告届出書における死亡数が多かったため、検案書等の提出を命じた(法第22条の6第3項)。
- ・犬猫等販売業者定期報告届出書における死亡数が多かったため、立入検査を実施した。
- ・年度末の所有していた犬及び猫の頭数が、年度当初よりも大幅に増加していたため、立入検査を実施した。
- ・犬猫等販売業者定期報告届出書における所有頭数の多い業者に対し、優先的に立入検査の実施を検討している。

など

- (17) 第一種動物取扱業者に対する指導後の改善の確認方法等について、記述ください。

例) 指導後、概ね○ヶ月以内に、再度、立入検査を実施し、改善の確認を行っている。
第一種動物取扱業者に対し文書等により改善の報告をさせている。
次回の立入検査時に確認等を行っている

- (18) 第一種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)において、平成28年度に実施した主な指導内容を10例程度、記述ください。

例)

- ・定期的な清掃・消毒、汚物等の適正な処理、衛生管理及び周辺的生活環境の保全に支障が生じないよう清潔に保つよう改善を図ること。
- ・臭気、動物の毛等による飼養施設の環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理する等の改善を図ること。
- ・ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するよう改善を図ること。
- ・ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理するよう改善を図ること。
- ・飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに職員数に見合ったものとするよう改善を図ること。
- ・動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう飼養又は保管をする環境の管理の改善を図ること。
- ・動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うよう改善を図ること。
- ・動物の死体は、速やかにかつ適切に処理するよう改善を図ること。
- ・動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診断を受けさせる等の改善を図ること。
- ・ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の進入の防止又は駆除を行うよう改善を図ること。
- ・○○の台帳を調整し保管すること。

など

- (19) 第一種動物取扱業者に対する法第23条第1項・第2項に基づく勧告、同条第3項に基づく措置命令、法第19条第1項に基づく業務停止命令又は登録取消命令を発令する場合の手順及び条件等について、記述ください。

例)

○回の指導後、改善されていない時は法第23条第1項又は第2項に基づく勧告を行い、その後も改善されない場合は同条第3項に基づく措置命令を発令する。その後も改善されない場合は、業務停止命令又は取消命令を命じることとなる。なお、○○の場合は、即座に法第19条第1項に基づく取消命令を発令することになる。

2 第二種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)、指導について

(1) 第二種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)の実施頻度等について回答ください。 ○を記入(複数可)

①定期的に実施している(以下に実施頻度を記述ください) 例)1事業者あたり年に1回以上実施 など	
②監視(立入検査等)の実実施計画等を作成し、それに基づき計画的に実施している	
③新規届出時に実施している	
④変更時に実施している	
⑤苦情等があった際に実施している	
⑥その他 (以下にその内容を記述ください)	

(2) (1)の監視(立入検査等)の実実施頻度等について、具体的に記載している計画等について回答ください。

○を記入(複数可)

①動物愛護管理推進計画	
②監視(立入検査等)の実実施計画等	
③その他の計画等(以下に、具体的な計画等の名称を記述ください)	
④具体的に記載している計画等はない (推進計画への記載、実施計画等の作成を予定している場合は以下に予定を記述ください) 例)平成○年○月頃に○○計画を作成予定。	

(3) ※(2)で①②③に○を記入した自治体のみ回答

監視(立入検査等)の計画等の内容(概要)について記述ください。

--

※差し支え無ければ監視(立入検査等)の計画等をメール添付にて送付ください。

(4) ※(2)で①②③に○を記入した自治体のみ回答

監視(立入検査等)の実実施計画の平成28年度の達成状況について、回答ください。

○を記入

①達成、概ね達成した	
②達成できなかった(以下に達成できなかった理由を記述ください)	
③その他 (以下にその内容を記述ください)	

- (5) 第二種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)の際のチェックマニュアル、チェックリスト等について回答ください。

○を記入

①チェックマニュアル、リスト等を作成している	
②チェックマニュアル、リスト等を作成していない (チェックマニュアル、リスト等の作成を予定している場合は以下に予定を記述ください) 例)平成○年○月頃に○○マニュアルを作成予定。	
③その他 (以下に、その内容を記述ください)	

- (6) ※(5)で①に○を記入した自治体のみ回答
監視(立入検査等)のチェックマニュアル、リスト等の内容(概要)を記述をください。

	<p>※差し支え無ければ、監視(立入検査等)のチェックマニュアル、リスト等をメール添付にて送付ください。</p>
--	--

- (7) 第二種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査施した施設数について回答ください。

数字を記入
(動物愛護管理行政事務提要と同様の数を記入)

第二種動物取扱業者の施設数	
---------------	--

- (8) 第二種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査施した際、指導を行った施設数について回答ください。

数字を記入

--

- (9) (8)で指導を行った施設の改善状況について記述ください。

数字を記入

①改善された施設数	
②一部改善された施設数	
③改善されなかった施設数	
④未確認の施設数	
④その他 (以下に、その内容を記述ください)	

- (10) 第二種動物取扱業者に対する指導後の改善の確認方法等について、記述ください。

例)指導後、概ね○ヶ月以内に、再度、立入検査を実施し、改善の確認を行っている。
第二種動物取扱業者に対し文書等により改善の報告をさせている。
次回の立入検査時に確認等を行っている

--

- (11) 第二種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)において、平成28年度に実施した主な指導内容を5例程度、記述ください。

例)

- ・定期的な清掃・消毒、汚物等の適正な処理、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないよう清潔に保つよう改善を図ること。
- ・臭気、動物の毛等による飼養施設の環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理する等の改善を図ること。
- ・ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するよう改善を図ること。
- ・ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理するよう改善を図ること。
- ・飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに職員数に見合ったものとするよう改善を図ること。
- ・動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう飼養又は保管をする環境の管理の改善を図ること。
- ・動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うよう改善を図ること。
- ・動物の死体は、速やかにかつ適切に処理するよう改善を図ること。
- ・動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診断を受けさせる等の改善を図ること。
- ・ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の進入の防止又は駆除を行うよう改善を図ること。

3 第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者からの報告徴収・立入検査の拒否について

- (1) 平成28年度に動物取扱業者からの報告徴収・立入検査を拒否された件数を記述下さい。

※日程が合わない等で別日に報告徴収・立入検査が出来ている場合は除く。

数字を記入

第一種動物取扱業者	
第二種動物取扱業者	

- (2) 拒否された具体的な事案を記述下さい。

例) 法第24条及び第24条の4に記載されている内容を業者が知らなかったため拒否された。

- (3) 拒否された後の対応を記述下さい。

例)

- ・警察に通報し、連携して立ち入った。
- ・法第47条第3号に該当するとして立件した

など

4 獣医師による通報(法第41条の2)について

- (1) みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見した際の獣医師からの通報について回答ください。

数字を記入

獣医師から自治体へ直接あった通報数	
獣医師から警察に通報があり、警察から自治体へ情報提供があった通報数	

- (2) 獣医師による通報内容について記述ください。

例)

- ・公園で故意的に傷つけられたと思われる犬及び猫を発見し、持ち込まれたため通報した。
- ・あまりに痩せている犬が飼い主により持ち込まれ、虐待を受けたと思われるため通報した。

など

法附則第15条に基づく施行状況について
(第一種動物取扱業に関する実態調査、平成28年9月1日～平成29年3月31日までの実績)

自治体名

1 調査を実施した動物取扱業者について

- (1) 販売動物別の動物取扱業者数について回答ください。
- 数字を記入

①犬又は猫を販売している動物取扱業者数	
②犬猫以外の動物(犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類)を販売している動物取扱業者数	
③犬又は猫とそれら以外の動物(犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類)の両方を販売している動物取扱業者数	

- (2) (1)の動物取扱業者について、別紙1のインターネットサイト以外のインターネットサイト情報に基づき調査した場合は、そのサイト名とアドレスを記載してください。

--

- (3) (1)の動物取扱業者における、代理契約について回答ください。
- 数字を記入

代理契約を結んで他者(代理人又は代理店)に販売を任せたとある動物取扱業者数	
---------------------------------------	--

- (4) (3)の他者(代理人又は代理店)の動物取扱業の登録状況について回答ください。
- 数字を記入

①全ての他者が登録されていた動物取扱業者数	
②全て又は一部の他者が登録されていなかった動物取扱業者数	
③不明の業者数(他者の登録状況が「犬猫等の個体に関する帳簿(犬猫)」又は「販売時における説明及び確認実施状況記録台帳(犬猫以外)」で確認できなかった動物取扱業者数)	

- (5) (4)の①、②について回答ください。
- 数字を記入

他の自治体で動物取扱業の登録がされている他者(代理人又は代理店)が含まれていた動物取扱業者数	
--	--

2 調査対象とした全ての動物取扱業者の取引状況に関する質問

- (1) 対面説明・現物確認を行っているタイミングについて回答ください。
- 数字を記入

①全ての販売において、現物確認・対面説明の後に売買契約を行っていた動物取扱業者数	
②全て又は一部の販売において、現物確認・対面説明の前に売買契約が行われていた動物取扱業者数	
③対面説明・現物確認を行ったことが確認できなかった動物取扱業者数	
④その他(具体的に記載願います)	

- (2) 対面説明を行った場所について回答ください。
- 数字を記入

①全ての販売において、対面説明を当該動物取扱業者の事業所で実施していた動物取扱業者数	
②全て又は一部の販売において、対面説明を当該動物取扱業者の事業所以外の場所で行っていた動物取扱業者数	
③対面説明を行った場所が確認できなかった動物取扱業者数	
④その他(具体的に記載願います)	

(3) (2)の回答②の事業所以外の場所での対面説明実施者について回答ください。 数字を記入

①全ての販売において、対面説明を当該動物取扱業者の従業員たる重要事項説明者が実施していた動物取扱業者数	
②全て又は一部の販売において、対面説明を当該動物取扱業者の従業員以外の重要事項説明者が実施していた動物取扱業者数	
③全て又は一部の販売において、対面説明を重要事項説明者以外の者が実施していた動物取扱業者数	
④対面説明の実施者が確認できなかった動物取扱業者数	
⑤その他(具体的に記載願います)	

(4) (3)の回答①及び②の動物取扱業者の申請書について回答ください。 数字を記入

①全ての対面説明実施者が登録申請書に記載されていた動物取扱業者数	
②全て又は一部の対面説明実施者が登録申請書に記載されていなかった動物取扱業者数(売買契約後30日が経過していない場合は除く)	
③その他(具体的に記載願います)	

(5) 顧客が対面説明を受けたことが確認できる書類について回答ください。 数字を記入

①全ての販売において、「犬猫等の個体に関する帳簿」で確認できた動物取扱業者数	
②全ての販売において、「犬猫等の個体に関する帳簿」以外で確認できた動物取扱業者数	
③全て又は一部の販売において確認できなかった動物取扱業者数	
④その他(具体的に記載願います)	

(6) 対面説明を受けた顧客が署名した書類の保管状況について回答ください。 数字を記入

①全ての販売において、書類が保管されていた動物取扱業者数	
②全て又は一部の販売において、書類が保管されていなかった動物取扱業者数	
③その他(具体的に記載願います)	

(7) (5)の②の動物取扱業者について、具体的な書類内容について記載してください。

--

(8) 対面説明、現物確認した上で、購入予定者が購入拒否したことについて回答ください。 数字を記入

①対面説明、現物確認後に、全ての動物を購入予定者に販売した動物取扱業者数	
②対面説明、現物確認後に、一部の動物が購入拒否されたことがある動物取扱業者数	
③把握していない(○を記入)	

(9) (8)の②について、具体的な理由を記載ください。

--

(10) (8)の②の場合の動物取扱業者の対応について回答ください。 数字を記入

①購入予定者からの解約費用なしの動物取扱業者数(予約金がある場合は、予約金を返還)	
②解約時は、予約時の予約金を購入予定者に返還しない動物取扱業者数	
③解約時に、予約時の予約金以外の費用を徴収している動物取扱業者数	

3 犬・猫の販売を行っている動物取扱業者に関する質問

(1) インターネット等で掲載している犬猫の写真について回答ください。 数字を記入

①全ての広告において、50日齢以上の写真を掲載していた動物取扱業者数	
②全て又は一部の広告において、49日齢以下の写真を掲載している動物取扱業者数	
③写真の日齢が確認できなかった動物取扱業者数	
④その他(具体的に記載願います)	

(2) (1)の②の動物取扱業者が掲載していた写真のうち、最も若い日齢について回答ください。 数字を記入

①30日～49日	
②14日～29日	
③7日～13日	
④6日以下	
⑤不明	

(3) (2)に関連して、写真と現物が違っていた場合の動物取扱業者の対応について回答ください。 数字を記入

①全ての個体について問題なく販売された動物取扱業者数	
②写真と違っていたことにより一部の個体が販売できなかった動物取扱業者数	
③不明	

(4) (3)の②について、当該個体の日齢を回答ください。

4 今回の調査において、指導等した場合は、指導内容、改善状況等について、具体的に教えてください

附則第15条に基づく施行状況等について
(その他、平成28年度実績)

自治体名

- 1 第一種動物取扱業者について、刑法等(動物愛護管理法、化製場法、狂犬病予防法、種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法以外の法令。)により処罰され、罰金刑、禁固刑又は懲役刑を受けた事例を把握していれば、その数と受けた刑罰の根拠法について記述してください。

- 2 第二種動物取扱業者について、動物愛護管理法、化製場法、狂犬病予防法、種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法、刑法等により処罰され、罰金刑、禁固刑又は懲役刑を受けた事例を把握していれば、その数と受けた刑罰の根拠法について記述してください。

- 3 動物取扱責任者の資格要件について、ご回答ください。(別紙2)

- 4 広域的又は緊急の調整が必要、国による対応が必要であったと考える事例があれば、概要を記載してください。(※平成26年度～平成28年度の3年間)

(例)サーカスが自治体の枠を超えて転々と開催されていたにもかかわらず、開催された各自治体において登録を行っていなかった。

- 5 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限について、課題がありましたら記載してください。(附則第7条関係)

- 6 幼齢の犬又は猫について、自主的に57日齢以上で販売している事例を把握されていたら、記載してください。(附則第7条関係)

- 7 マイクロチップの装着を義務づけることについて課題がありましたら記載してください。(附則第14条関係)